

第2期松戸市子ども総合計画の進捗管理について



— 第2期松戸市子ども総合計画の位置付けと計画期間 —

(概要版 p2、計画書 p5～6抜粋)

【計画の位置付け】

本計画は、下記の計画を位置付け、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定しています。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」*子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定事業計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
（「ひとり親家庭等自立促進計画」）
- ・母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」

【計画期間】

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



計画の評価と推進体制

(概要版 p19、計画書 p 163、参照)

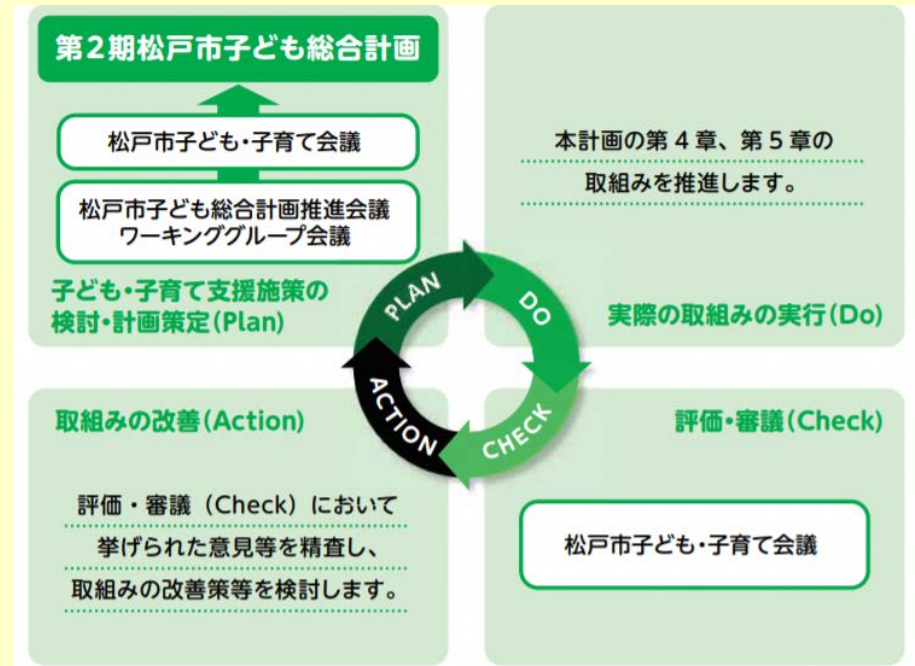
【計画の評価】

次の3つの視点をもって、経年変化を分析し、総合的に評価します。

- ① 第4章の「施策の方向」の重点事業について、設定した目標に対する実施状況
→[本日の資料3-2](#)
- ② 第5章の「松戸市子ども・子育て支援事業計画」における、量の見込みと確保方策の、計画値に対する実施状況
→[本日の資料3-3](#)
- ③ アンケート調査による子ども・子育て家庭の意識変化等を含めた計画全体の成果
→アンケートは調査は令和5年度実施予定

【計画の推進体制】

本計画は、市民、学識経験者、関係団体及び事業者の推薦を受けた者からなる「松戸市子ども・子育て会議」において、計画の進捗管理や評価を行います。



第2期松戸市子ども総合計画の構成と計画の評価との関連性

(概要版 p10~11、計画書 p43 追記)

基本理念

子ども力でつながる未来

3つの基本目標

I 子どもの力
子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる



II 家庭の力
家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる



III 地域の力
地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える



16の基本施策

- 1 乳幼児期から心豊かに成長できる
- 2 青少年の健やかな成長と自立を支援する
- 3 さまざまな課題や困難を抱える子ども、若者を支援する
- 4 全ての子どもの権利が尊重される
- 5 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる
- 6 子育ての充実感を持つことができる
- 7 家庭の孤立や不安を解消する
- 8 社会的支援が必要な家庭を支援する
- 9 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる
- 10 子どもが地域でいきいきと成長できる
- 11 子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する
- 12 子どもと子育て家庭が地域全体で応援する

34の施策 うち17の重点施策

- 施策 1-1 乳幼児期から多様な体験ができる環境を提供する
- 施策 1-2 乳幼児期の教育・保育環境を充実させる
- 施策 1-3 幼稚園・保育所(園)・小学校との連携を推進する
- 施策 2-1 新・放課後子ども総合プランを推進する
- 施策 2-2 地域における子どもの居場所づくりを推進する
- 施策 2-3 青少年に多様な体験や交流、学びの機会を提供する
- 施策 3-1 子どもの不安や悩みを解消する
- 施策 3-2 障害や発達上の不安を抱える子どもの自立を支援する
- 施策 4-1 子どもが参画できる機会を充実させる
- 施策 4-2 児童虐待の予防・防止対策を推進する
- 施策 4-3 子どもの未来応援(子どもの貧困対策)を推進する
- 施策 4-4 外国籍の子どもへの支援を充実させる
- 施策 5-1 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させる
- 施策 5-2 親子の健康づくりを推進する
- 施策 5-3 妊娠、出産から子育て期までの医療体制を充実させる
- 施策 6-1 子どもの育ちについて学ぶ機会を提供する
- 施策 6-2 親子のコミュニケーションを育む機会を提供する
- 施策 6-3 出産や子育てに関する情報発信を充実させる
- 施策 6-4 家族が協力して育児ができるよう支援する
- 施策 7-1 妊娠・出産・育児に関する相談体制を充実させる
- 施策 7-2 多様な保育ニーズに対応できる地域の子育て支援を充実させる
- 施策 7-3 就労支援を推進する
- 施策 8-1 生活基盤の安定のために経済的な支援を推進する
- 施策 8-2 ひとり親家庭への支援を推進する
- 施策 8-3 外国籍の家庭への支援を推進する
- 施策 8-4 障害や発達上の不安を抱える子どもの家庭を支援する
- 施策 9-1 安全対策や防災対策を強化する
- 施策 9-2 親子が安心して外出できる環境を整備する
- 施策 10-1 子どもが地域で交流できる機会を増やす
- 施策 10-2 青少年が社会に関わる機会を増やす
- 施策 11-1 地域で子育て支援に関わる個人・団体との連携を強化する
- 施策 11-2 地域の人々が子どもと関わる機会を増やす
- 施策 12-1 企業や学校等との連携を推進する
- 施策 12-2 子どもや子育て家庭に関心を持つ人を増やす

第4章 施策の方向

- 各施策の方向に基づき、主な事業を設定
- 主な事業の中で、本計画期間中に重点的に実施する事業を**重点事業**として目標値を設定し、その実施状況を評価する。

→本日の資料3-2

第5章

子ども・子育て支援事業計画

- I 教育保育
 - II 地域子ども・子育て支援
- (1) 利用者支援事業
 - (2) 延長保育事業
 - (3) 放課後児童健全育成事業
 - (4) 子育て短期支援事業
 - (5) 乳児家庭全戸訪問
 - (6) 養育支援訪問事業
 - (7) 地域子育て支援拠点事業
 - (8) 一時預かり事業
 - (9) 病児保育事業
 - (10) 子育て援助活動支援事業(ファミサポ)
 - (11) 妊婦健康診査事業
 - (12) 実費徴収に係る補正給付を行う事業
 - (13) 多様な主体の参入促進事業

- 量の見込みと確保方策における計画値を設定し、その実施状況を評価する。

→本日の資料3-3

※第4章**重点事業**の中で、第5章**子ども・子育て支援事業計画の対象となる事業**については、**事業計画で進捗管理を行う。**